

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）	1
二 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）	22
三 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	23

一 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務

第一節～第三節 (略)

第五章 外国法事務弁護士法人 (第五十条の二～第五十条の十三)

第六章 懲戒

第一節 懲戒の処分 (第五十一条～第五十四条)

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀

委員会 (第五十五条～第五十八条)

第七章 雜則 (第五十八条の二～第六十二条)

第八章 罰則 (第六十三条～第七十二条)

附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

三の二 外国法事務弁護士法人 外国法に関する法律事務 (外国に

おいて効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適

現 行

目次

第一章～第三章 (同上)

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監督

第一節～第三節 (同上)

第五章 外国法事務弁護士の懲戒

第一款 懲戒の処分 (第五十一条～第五十四条)

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱

紀委員会 (第五十五条～第五十八条)

第五章 雜則 (第五十八条の二～第六十二条)

第六章 罰則 (第六十三条～第六十八条)

附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (同上)

(新設)

用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

○第五十条の五第一項において同じ。）を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。

#### 四〇十四（略）

十五 外国法共同事業 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

（指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務）

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

#### 一・二（略）

三 外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る。）

#### 四〇十四（同上）

十五 外国法共同事業 外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

（指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務）

第五条の二 外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下この条及び第六十三条第四号において「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

#### 一・二（同上）

（新設）

2 (略)

(国際仲裁事件の手続の代理)

第五条の三 外国法事務弁護士は、第三条から前条までの規定にかかる  
わらず、国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。  
以下同じ。）についての代理を行うことができる。

2 (同上)

(国際仲裁事件の手続の代理)

第五条の三 外国法事務弁護士は、第三条から前条までの規定にかかる  
わらず、国際仲裁事件の手続（当該手続に伴う和解の手続を含む。  
第五十八条の二において同じ。）についての代理を行うことができる。

(承認の基準)

第十条 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有  
する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人  
、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、  
当該弁護士、当該弁護士法人、当該外国法事務弁護士又は当該外国  
法事務弁護士法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行  
つた労務の提供は、通算して一年を限度として資格取得国において  
外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3・4 (略)

(承認の基準)

第十条 (同上)

2 前項第一号の規定の適用については、外国弁護士となる資格を有  
する者がその資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人  
、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士  
法人又は当該外国法事務弁護士に対し資格取得国の法に関する知識  
に基づいて行つた労務の提供は、通算して一年を限度として資格取  
得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3・4 (同上)

第四章 外国法事務弁護士の登録及び業務

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)

第二十一条 弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監督

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)

第二十一条 弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条

第二項（同法第五十条において準用する場合を含む。）並びに同法第四十五条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人とみなす。

（弁護士会の会則の記載事項の特則）

第二十二条 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三条第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する弁護士法

第三十三条第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の綱紀保持に関する規定

三 （略）

四 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の職務に関する紛議の調停に関する規定

五 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒の請求に関する規定

六 （略）

七 その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定

第二項（同法第五十条において準用する場合を含む。）並びに同法第四十五条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士は、弁護士とみなす。

（弁護士会の会則の記載事項の特則）

第二十二条 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三条第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士に関する弁護士法第三十三条第二項第三号、

第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 外国法事務弁護士の綱紀保持に関する規定

三 （同上）

四 外国法事務弁護士の職務に関する紛議の調停に関する規定

五 外国法事務弁護士の懲戒の請求に関する規定

六 （同上）

七 その他外国法事務弁護士に関する必要な規定

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)

第二十三条 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

四 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会並びに外国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定

五 その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 (略)

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

一 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がない場合

二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人がある場合において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にするとき。

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)

第二十三条 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (同上)

四 外国法事務弁護士の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会及び国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定

五 その他外国法事務弁護士に関する必要な規定

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 (同上)

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

一 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がない場合

二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がある場合において、その外国法事務弁護士と事務所を共にするとき。

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人に雇用されているときは、その外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を使用することができる。

4・5 (略)

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六号から第九号までの規定中「規定する法人」とあるのは「規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 (略)

第五章 外国法事務弁護士法人

(設立)

第五十条の二 外国法事務弁護士は、この章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができる。

(名称)

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士、弁護士又は弁護士法人に雇用されているときは、その外国法事務弁護士、弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を使用することができる。

4・5 (同上)

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第三十条第二項及び第四項中「営利業務従事弁護士名簿」とあるのは、「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

2 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十条の三 外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第五十条の四 外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第五十一条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第五十一条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その处分を受けた日から三年（外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

(業務の範囲)

第五十条の五 外国法事務弁護士法人は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、次に掲げる業務を行うことは、この限りでない。

(新設)

一 第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務

- 二 国内において効力を有し、又は有した法（外国において効力を有し、又は有した法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明
- 2 外国法事務弁護士法人は、前項に規定するもののほか、国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。

（設立の手続）

第五十条の六 外国法事務弁護士法人を設立するには、その社員にころうとする外国法事務弁護士が、定款を定めなければならない。

- 2 弁護士法第三十条の八第二項及び第三項の規定は、外国法事務弁護士法人の定款について準用する。この場合において、同項第三号中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項第五号中「住所」とあるのは「住所、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第五号に規定する原資格国法、同条第九号に規定する指定法」と読み替えるものとする。

（弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会）

- 第五十条の七 外国法事務弁護士法人は、その成立の時に、主たる事務所の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該外国法事務弁護士法人が定款に記載した弁護士会）及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

（新設）

2 第四十一一条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同条第二項中「の会員となる」とあるのは「に入会するものとする」と読み替えるものとする。

(業務の執行)

第五十条の八 外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、次に掲げる業務を執行する。

一 当該社員の原資格国法に関する法律事務（第三条第一項各号に掲げる法律事務を除く。）

二 國際仲裁事件の手続についての代理

2 業務を執行する社員は、前項に規定するもののほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

3 業務を執行する社員は、前二項に規定するもののほか、第五条の二第一項各号に掲げる者の書面による助言を受けてするときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに

(新設)

4  
掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。  
業務を執行する社員は、前三項の規定により執行することのできる業務であつても、第三条第二項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならぬ。

## (社員の資格の表示)

第五十条の九 外国法事務弁護士法人は、社員が業務を執行するに際しては、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなければならない。

(事務所)

第五十条の十　外国法事務弁護士法人は、その事務所の名称中に当該  
外国法事務弁護士法人の名称を用いなければならない。

2 第四十五条第二項及び第四項の規定は外国法事務弁護士

(新設)

護士法人にあつては」と、「限る。以下この条において同じ」とあるのは「限る」と、「事務所の」とあるのは「事務所（弁護士法人にあつては、その主たる事務所に限る。）の」と読み替えるものとする。

（業務の範囲を超える法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等）

第五十条の十一 外国法事務弁護士法人は、自己の業務の範囲を超える法律事務の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

2 | 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士法人が自己の業務の範囲を超える法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

3 | 外国法事務弁護士法人は、第一項に規定するもののほか、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該使用者である外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものとの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

4 | 外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法事務弁護士法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものとの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（新設）

(外国法共同事業における不当関与の禁止)

**第五十条の十二** 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該外国法事務弁護士法人の業務の範囲を超える法律事務に当たるものとの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

2 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士法人の社員は、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人が自ら行う法律事務であつて当該社員の権限外法律事務に当たるものとの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

(外国法事務弁護士の義務の規定及び弁護士法の準用等)

**第五十条の十三** 第四十二条並びに第四十九条の三第一項、第三項、第五項及び第七項の規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。

2 弁護士法第一条、第二十一条、第二十三条の二、第二十四条、第二十七条から第二十九条まで、第三十条の七、第三十条の九から第三十条の十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十七本文、第三十条の十八から第三十条の二十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同法第二十一条、第三十条の九、第三十条の十七本文、第三十条の二十六の三及び第三十条の二十七第二項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法

(新設)

第三十条の十八第四号及び第三十条の二十中「社員等」とあるのは「社員又は使用人である外国法事務弁護士」と、同法第三十条の二十二第五号中「第十一條」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と、同条第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十二条第一項第二号」と、「第十三条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項」と、同法第三十条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十一条」と同法第三十条の二十六第一項中「弁護士で」とあるのは「弁護士又は外国法事務弁護士で」と読み替えるものとする。

3 | 又は外国法事務弁護士で」と読み替えるものとする。  
弁護士法第七十二条及び第七十四条第二項の規定は、外国法事務  
弁護士法人には適用しない。

第六章 懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人に關する規定に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

## 第四節 外国法事務弁護士の懲戒

### (懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 (略)

(懲戒の種類)

第五十二条 外国法事務弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一～四 (略)

2 外国法事務弁護士法人に対する懲戒は、次の三種とする。

一 戒告

二 二年以内の外国法事務弁護士法人の業務の停止又はその事務所の業務の停止

三 除名

(懲戒の手続)

第五十三条 何人も、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

2 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき、又は前項の請求があつたときは、懲戒の手続に付し、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒することを相当と認めたときは、そ

2 (同上)

(懲戒の種類)

第五十二条 懲戒は、次の四種とする。

一～四 (略)

(新設)

第五十三条 何人も、外国法事務弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士の所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

2 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は前項の請求があつたときは、懲戒の手続に付し、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士

の綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の請求をしなければならない。

3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき、又は第一項の請求があつたときは、懲戒の手続に付し、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。

4 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒することを相当と認めたとき、又は第二項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

5 弁護士会の綱紀委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会は、調査に關し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人、第一項の請求をした者、関係人及び官署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

6 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒するときは、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

連合会に懲戒の請求をしなければならない。

3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき、又は第一項の請求があつたときは、懲戒の手続に付し、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。

4 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたとき、又は第二項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

5 弁護士会の綱紀委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会は、調査に關し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士、第一項の請求をした者、関係人及び官署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

6 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を懲戒するときは、当該外国法事務弁護士に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

8 日本弁護士連合会は、第一項若しくは第二項の請求に係る外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒したとき、又はその外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒しないこととしたときは、その旨を第一項の請求をした者又は第二項の請求をした弁護士会に通知しなければならない。

（弁護士法の準用）

第五十四条 弁護士法第五十七条の二第一項の規定は懲戒を受けた外国法事務弁護士法人について、同法第六十二条の規定は懲戒の手続に付された外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人について、同法第六十三条の規定は外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒の手続について準用する。この場合において、同法第五十七条の二第一項並びに第六十二条第二項及び第四項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項及び同条第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

第二節 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士  
綱紀委員会

（外国法事務弁護士懲戒委員会の設置）

第五十五条 （略）

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、日本弁護士連合会の請求により

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士  
綱紀委員会

（外国法事務弁護士懲戒委員会の設置）

第五十五条 （同上）

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、日本弁護士連合会の請求により

8 日本弁護士連合会は、第一項又は第二項の請求に係る外国法事務弁護士を懲戒したとき、又はその外国法事務弁護士を懲戒しないこととしたときは、その旨を第一項の請求をした者又は第二項の請求をした弁護士会に通知しなければならない。

（弁護士法の準用）

第五十四条 弁護士法第六十二条の規定は懲戒の手続に付された外国法事務弁護士について、同法第六十三条の規定は外国法事務弁護士の懲戒の手続について準用する。

、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒に関して必要な審査を行うものとする。

（審査手続）

第五十七条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人第五十三条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 (略)

第七章 雜則

（外国弁護士による国際仲裁事件の手続の代理）

第五十八条の二 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）

、外国法事務弁護士の懲戒に関して必要な審査を行うものとする。

（審査手続）

第五十七条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士にその旨を通知しなければならない。

2 審査を受ける外国法事務弁護士は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その外国法事務弁護士は、委員長の指揮に従わなければならない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士、第五十三条第一項の請求をした者、同条第二項の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

4 (同上)

第五章 雜則

（外国弁護士による国際仲裁事件の手続の代理）

第五十八条の二 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）

であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つてゐる者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

（非外国法事務弁護士の虚偽標示等の禁止）

第六十一条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 外国法事務弁護士法人でない者は、その名称中に外国法事務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第八章 罰則

第六十五条 第五十条において準用する弁護士法第二十六条又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条又は第五十条の十三第二項において準用する弁

であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つてゐる者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国において依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができる。ただし、第五十二条第二号又は同法第五十七条第二号に規定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

（非外国法事務弁護士の虚偽標示の禁止）

第六十一条 外国法事務弁護士でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

2 (新設)

第六章 罰則

第六十五条 第五十条において準用する弁護士法第二十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条において準用する弁護士法第二十七条又は第二

護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第七十条 外国法事務弁護士法人の社員又は使用人である外国法事務弁護士が、その外国法事務弁護士法人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その外国法事務弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第六十三条 同条の罰金刑

二 第六十五条（第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十に係る部分に限る。） 三百万円以下の罰金刑

三 第六十六条（第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条に係る部分に限る。） 第六十六条の罰金刑

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者が、その法人又は人の業務に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十六条第二項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、外国法事務弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百四十二条の規定に違反

(新設)

(新設)

して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）</p> <p>第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二十六条 （同上）</p>
<p>一～六 （略）</p> <p>七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項又は第五条の三に規定する役務の提供及び同法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十条の五に規定する役務の提供</p> <p>八 （略）</p> <p>2～9 （略）</p>	<p>一～六 （同上）</p> <p>七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供</p> <p>八 （同上）</p> <p>2～9 （同上）</p>

三 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～四十一（略）</p> <p>四十二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（<u>国外法事務弁護士法人を含む。</u>）</p> <p>四十三～四十六（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一～四十一（同上）</p> <p>四十二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人</p> <p>四十三～四十六（同上）</p> <p>3（同上）</p>